

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,354,973	203,246	23,172	10,924,470	12,302,615	203,246
社	債	1,900,286	285,043	7,815	30,108,680	32,016,781	285,043
預貯金	銀行預金	46,099,933	6,914,990	805,897	6,230,642	53,136,472	6,914,990
	銀行以外の金融機関の預金	34,207,720	5,131,158	2,787,732	13,403,476	50,398,928	5,131,158
	勤務先預金	3,432,153	514,823	18,978	-	3,451,131	514,823
合同運用信託の収益の分配		247,646	37,147	12,746	5,048	265,440	37,147
公社債投資信託の収益の分配等		54,033	8,105	4	13	54,050	8,105
小 計		87,296,744	13,094,512	3,656,344	60,672,329	151,625,417	13,094,512
定期積金の給付補てん金等		2,079,086	311,863	-	114,413	2,193,499	311,863
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		786,384	125,061	-	-	786,384	125,061
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		90,162,214	13,531,436	3,656,344	60,786,742	154,605,300	13,531,436

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	94,031,314	18,619,734	15,037,539	32,866,684	2,323,153	141,935,537	20,942,887
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配等	49	7	1,447,059	509,689	35,651	1,956,797	35,658
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	23,060,253	1,615,398	23,060,253	1,615,398
計	94,031,363	18,619,741	16,484,598	56,436,626	3,974,202	166,952,587	22,593,943

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整  
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 11,928,192	千円 875,139

調査対象等： 平成22年2月から平成23年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 2,244,664,450	千円 73,346,478	千円 9,470,650,454	千円 235,098,489	千円 11,715,314,904	千円 308,444,967
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,600,092	152,055	66,964,846	969,407	70,564,938	1,121,462
	計	2,248,264,542	73,498,533	9,537,615,300	236,067,896	11,785,879,842	309,566,429
退 職 所 得		205,812,084	2,875,442	176,562,789	4,269,177	382,374,873	7,144,619
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	2,093	-	2,093

調査対象等：給与等の支払者から平成23年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当		千円	千円
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	8,759,637	1,193,894
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	47,750,539	6,772,597
	診療報酬	118,392,062	10,505,202
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	50,795,904	3,369,425
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	2,045,986	204,745
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	7,075,041	349,337
	契約金・賞金	1,562,855	40,755
小 計	236,382,024	22,435,955	
法第203条の2該当（公的年金等）		12,859,968	310,834
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		262,964,764	1,102,852
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		252,193	9,238
計		512,458,949	23,858,879
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成23年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	88,481	13,247
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	2,834,277	162,661
匿名組合契約に基づく利益の分配	2,030	406
給 与 ・ 賞 与 等	2,669,914	142,703
退 職 手 当 等	24,167	3,771
人 的 役 務 の 報 酬	794	131
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	1,315,493	119,582
著作権の使用料又はその譲渡による対価	196,197	16,718
貸 付 金 の 利 子	550,438	53,814
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	81,341	13,391
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	560,550	56,055
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	1,005,742	165,780
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	9,329,424	748,258

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。